

平成23年3月29日

**平成23年東北地方太平洋沖地震の影響のため  
統一地方選挙の期日においては選挙を適正に行うことが  
困難と認められる市町村の指定について（第3次指定分）**

「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」第1条第1項の規定により、平成23年統一地方選挙の期日においては選挙を適正に行うことが困難と認められる市町村の指定（第3次指定）については別紙のとおりですので公表します。

**【説明】**

今回の指定（第3次指定）については、第2次指定後の状況把握の結果、統一地方選挙の期日においては選挙の適正な執行が困難な状況にあると認められる市町村を指定することにより、当該市町村の議会の議員又は長の統一地方選挙の期日を延期するものです。

**（連絡先）**

自治行政局選挙部管理課  
担当：野村理事官、小川  
電話：（代表）03-5253-5111  
（内線）5573  
（直通）03-5253-5573  
FAX：03-5253-5575

(別紙)

○平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第1条第1項の規定により、平成23年統一地方選挙の期日においては選挙を適正に行うことが困難と認められる市町村（第3次指定分）

茨城県	水戸市
-----	-----

(参考) 第3次指定により、延期される選挙

茨城県 水戸市（長・議員）